

国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書

社会保障制度改革国民会議の報告書では、国民健康保険の保険者の都道府県移行が提案され、また、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）の実施スケジュールでは、法改正が必要な事項について平成27年通常国会に法案を提出するとされている。

しかし、報告書でも述べられているとおり、国民健康保険の財政的な構造問題を放置したまま保険者を都道府県に移行としたとしても、多額の赤字を都道府県に背負わせるだけなのは明白である。

また、全国知事会は「国保の構造的な問題を解決し、持続可能な制度が構築されることが、運営等について都道府県が市町村とともに責任を負うことの前提である」といった声明を公表している。

国民健康保険は、被用者保険と比べて低所得者の加入者が多い、年齢構成及び医療費水準が高い等の課題を抱えており、このため市町村は一般会計から多額の繰入を行っている。

国民健康保険の財政的な構造問題や運営上の課題を解決していくためには、国庫負担の増額は必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 国庫負担を大幅に増額し、最低でも1984年以前の水準（医療費の45%、保険給付費の60%相当）を確保すること
- 2 子ども、ひとり親、障害児・者などに対する福祉医療制度（医療費助成制度）実施自治体に対するペナルティーを中止すること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／厚生労働大臣